

(21) 賃料等収納状況表

[管理業者→貸主]

本書式の趣旨

書式2-(22)・(23)の報告書とあわせて、賃料等の収納状況についての一覧を貸主に報告するものである。

解説

- ① これも、民法第645条の委任契約上の報告義務の一環であり、とくに貸主にとっては、賃貸住宅経営の収入報告でもあるから関心も大きく、定期的に報告する必要性が高いものである。
- ② 賃料等収納状況については、本書式でその月の収納状況の全体像を示し、書式2-(22)・(23)で未払い分を示している。賃料等の収納状況は貸主の最大の関心事であるので、いくつかの書式で情報を多角的に伝えることも大切であろう。